

南伊勢町創業計画認定要綱

令和5年4月1日

告示第52号

(趣旨)

第1条 この告示は、南伊勢町創業計画(以下「創業計画」という。)の公募を実施し、応募された創業計画の中から認定するものを適切に採択するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること、又は事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- (2) 創業者 前号の創業を行う予定のものをいう。
- (3) 創業日 個人事業主にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日をいう。
- (4) 事業完了 補助対象経費として計上した発注工事、委託業務等の完了及び発注した物品の検収、並びにそれらの支払いをすべて終えることをいう。

(応募資格)

第3条 創業計画を応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業を実施する事業所等を町内に置くこと
- (2) 個人事業主にあつては、創業日までに町内に住所を置いていること
- (3) 町税に滞納がないこと(申請者が町外の場合はその所在地の税)
- (4) 過去5年以内に南伊勢町創業支援補助金交付要綱(令和5年南伊勢町告示第 号)に定める補助金の交付を受けていない者であること
- (5) 次の暴力団等に該当し、又は関係を有するものでないこと。

ア 暴力団(南伊勢町暴力団排除条例(平成23年南伊勢町条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(南伊勢町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(6) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項の規定によるものをいう。)でないこと。

(7) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるものをいう。)でないこと。

(対象となる創業計画)

第4条 公募対象となる創業計画は、次の各号のいずれにも該当する計画とする。

(1) 町内で実施される創業計画で、実施が開始されておらず、別に定める期限までに創業し、事業完了するもの

(2) 別表に定める業種又はその他町長が特に必要と認めた業種であること

(3) 次のいずれかに該当しない事業であること

ア 国又は三重県等の各種助成を受けた又は受けることが確実な事業

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定されている風俗営業の店舗等に関する事業

ウ その他、町長が本町に相応しくないと認めた事業

(応募書類)

第5条 創業計画の審査に必要な応募書類は、次のとおりとする。

(1) 南伊勢町創業計画書(様式第1号)

(2) 創業者の住民票(抄本)

(3) 完納納税証明書(申請者が町外に住民登録がある場合はその所在地の税)

(4) 誓約書(様式第2号)

(5) 創業者の経歴が分かるもの(履歴書等)

(6) 必要資金の根拠となる資料(見積り等)

(7) その他創業計画の説明に必要な資料(任意)

(応募に係る留意事項)

第6条 応募に際しての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 応募に当たっては、町の施策に沿った事業である必要があるため、町の担当窓口と

相談の上、応募すること。

(2) 応募した者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 募集要領に定める手続を遵守しない場合

イ 応募書類に虚偽の記載をした場合

(3) 応募書類は、原則として返却しない。

(4) 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(5) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

(6) 審査結果を公表する場合、町は応募書類の全部又は一部を使用できるものとする。

(7) 提出された書類は原則として町に対する情報公開の対象文書とする。

(創業計画の審査方法及び審査結果)

第7条 応募された創業計画を次の手順で審査し、認定するものを採択する。

(1) 町長は、応募された創業計画を、南伊勢町創業計画審査委員会設置要綱(令和5年南伊勢町告示第 号)に基づく南伊勢町創業計画審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮問することとする。

(2) 町長は、審査委員会からの答申を受け、応募した者に南伊勢町創業計画認定(不認定)通知書により通知することとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表

| 大分類 | 対象となる業種 |
|---------------------|---|
| C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | すべての業種 |
| D 建設業 | すべての業種 |
| E 製造業 | すべての業種 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | すべての業種 |
| G 情報通信業 | すべての業種 |
| H 運輸業、郵便業 | すべての業種 |
| I 卸売業、小売業 | すべての業種 |
| K 不動産業、物品賃貸業 | すべての業種 |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | すべての業種 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | すべての業種 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | すべての業種 |
| O 教育、学習支援業 | すべての業種 |
| P 医療、福祉 | すべての業種 |
| R サービス業（他に分類されないもの） | 左記の大分類のうち、下記の中分類に属する業種 88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 |

上記の分類は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく。